

第3章 建材用断熱材フロン処理の流れ

3. 1 建材用フロン断熱材処理の現状

- 建材用フロン断熱材の処理の一部は産業廃棄物処理施設で焼却処理されていますが、その多くは、最終的に産業廃棄物の安定型処分場で埋立処分されています。
- 最終処分場で埋立処分された建材用フロン断熱材に含有されるフロンは、時間経過とともに大気中に放散されることが見込まれます。
- 一方で、建材用フロン断熱材に含有されるフロンは適切な焼却を行えば大部分が分解することが明らかになっています。
- 解体工事等に廃棄対象となる建材用フロン断熱材については、その種類によっては廃棄段階でも断熱材中にフロンが残留していることから、オゾン層保護や地球温暖化防止の観点からフロン処理を実施することが求められています。

■建物解体・回収段階で発生する建材用フロン断熱材の現状処理プロセス

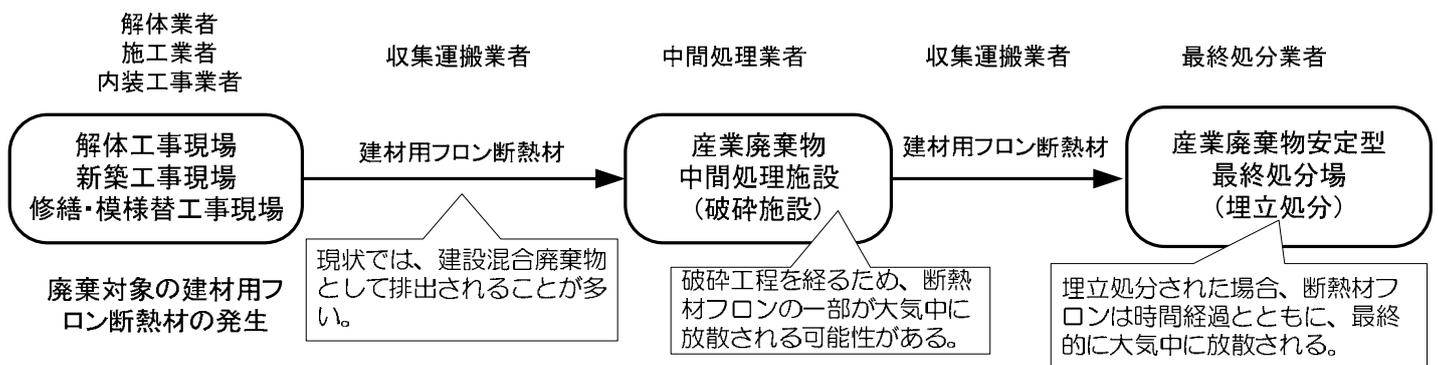
解体工事等で発生する建材用フロン断熱材は建設廃棄物です。

建物解体で発生する建設廃棄物は、通常、石膏ボード、畳などは分別解体され再資源化が行われるものの、建設設備・内装材については木質系のものを除けば建設混合廃棄物（いわゆる混廃）として排出されることが多く、建材用フロン断熱材のほとんどが建設混合廃棄物として排出されているのが現状です。

建設混合廃棄物については、産業廃棄物の中間処理施設に一旦、搬入されてから、破碎されます。この際の破碎工程においても、破碎によって断熱材の小胞に含有するフロンの一部が放散されることも懸念されています。

そして、建材用フロン断熱材は、破碎・圧縮された後に廃プラスチック類として一部を除いて産業廃棄物安定型最終処分場に一般的には埋立処分されています。

なお、埋立処分された場合、断熱材フロンは、時間経過とともに、最終的には大気中に放散されることとなります。



* 最近では、新築系の端材を中心にRDF（固形燃料化）化する流れも出てきています。

図 現状での建設用フロン断熱材の処理の一般的な流れ

3. 2 建材用断熱材フロン処理の流れ

- 解体工事における建材用断熱材フロン処理の工程では、①事前調査（使用している断熱材の種類、残存フロンの確認等）に始まり、②解体・模様替え工事（フロン断熱材の現場分別）、③収集運搬（放散防止に配慮した運搬）、④断熱材フロンの処理の順番にフロンの大気中への放出の防止に配慮しながら、適正に処理をしていくことが求められます。

■建材用断熱材フロン処理の流れ

建材用断熱材フロン処理の流れは、大きく以下のとおり5つに区分されます。

①適正な費用負担と適正処理の指示

発注者は、建材用断熱材フロンの処理に係る適正な費用負担を行い、関係者に適正処理の指示を行います。

②事前調査（使用している断熱材の種類、残存フロンの確認等） 第4章参照

建物解体・改修工事の前に、フロン含有断熱材を使用しているかどうか、フロンが残存しているか等の確認を行います。

③解体、修繕・模様替工事（フロン断熱材の現場分別） 第5章参照

フロン含有断熱材としての処理の必要性が認められた場合には、解体、修繕・模様替工事等の際にそれらを現場で分離します。

④フロン断熱材の収集運搬（放散防止に配慮した運搬） 第6章参照

工事現場から分別・排出し、最終的にフロンの処理を適正に実施できる施設に搬入することが求められます。

現状では、上述のとおり、建材用フロン断熱材は、一旦、産業廃棄物の中間処理施設に搬出されるケースが多いことから、当該中間処理施設に搬入した場合も、できるだけ、荷捌き場等でフロン断熱材を分別し、断熱材フロンの破壊処理施設に搬出する方法についても検討が必要と考えられます。

⑤断熱材フロンの処理 第7章参照

建材用断熱材フロンの破壊処理が可能な処理施設で適正に処理します。

また、建材用断熱材フロン処理の工程は、廃棄対象の建材用フロン断熱材の建設リサイクルとしての適正処分の工程と基本的に同じです。

なお、新築工事で発生する建材用フロン断熱材の端材についても、基本的に同じ工程で適正処分することになります。

